

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税減免について、令和2年度から国・県から財政支援を受け実施しています。

令和2年度の減免については全額の財政支援があり、令和3年度の減免については、当初市町村の保険税減免総額の割合により4割～10割の財政支援とされていましたが、国の方針が変わり、最終的には令和2年度と同様減免額全額を国・県からの財政支援で賄うことができたという経過があります。

今年度の減免については、昨年度の当初と同じく、市町村の国民健康保険税減免総額の割合により4割～10割の財政支援とする旨、国から通達がありました。

これを飯山市の令和3年度の国民健康保険特別会計の状況に当てはめた場合、減免額の4割が財政支援の対象となり、令和3年の減免額約2,730千円の6割分の約1,638千円が市国保特別会計の持ち出しとなる見込みです。

この試算を前提とし、今年度の飯山市国民健康保険における減免の実施について検討を行い、

- 1 令和3年度からの繰越金が約2,000万円となること。
- 2 県内19市ほぼ全てで保険税（料）減免実施予定と回答しているほか、長野県後期高齢者医療広域連合でも減免を実施する。

以上のことを踏まえ、今年度も減免を実施することといたしました。

減免期間の実施につきましては、市報、ホームページ及び納税通知書にチラシを同封する等で広報を行います。

○減免対象者及び減免内容

- 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合・・・ 保険税額の全額を減免
- 2 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでの要件すべてに該当する場合・・・対象保険税額の全てまたは一部を減免
 - ア 事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年より3割以上であること
 - イ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること